

宮 城 県 公 報

令和 8 年 10 月 2 日（金）
定期第 735 号

目 次

告示

- 生活保護法による指定施術者の変更の届出（社会福祉課）
- 救急業務協力申出の撤回の届出（医療政策課）
- 土地改良区の合併認可（農村振興課）
- 保安林の指定の解除の予定（森林整備課）
- 土地区画整理組合の事業計画変更の認可（都市計画課）
- 廃川敷地等の発生（河川課）

公安委員会

- 技能検定員及び教習指導員資格審査の告示（警察本部運転免許課）

宮城県告示第665号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条において準用する同法第 50 条の 2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定施術者から次のとおり変更した旨届出があった。

令和 8 年 10 月 2 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

	氏名	施術所の名称	住所又は施術所の所在地	変更年月日
変更前	半田 廉	フレアス在宅マッサージ富谷施術所	富谷市あけの平 3 丁目 23-1 サンヒルズ富谷 101 号室	令和 8 年 9 月 1 日
変更後			黒川郡大和町もみじヶ丘 3 丁目 34-1 ルネス K II 208 号室	

宮城県告示第666号

救急病院等を定める省令（昭和 39 年厚生省令第 8 号）第 1 条第 1 項の規定により認定した次の救急医療機関の開設者から、令和 8 年 9 月 30 日をもって、救急業務協力の申出を撤回する旨届出があった。

令和 8 年 10 月 2 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地
栗原市立若柳病院	栗原市若柳字川北原畑 23 番地 4

宮城県告示第667号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第72条第2項の規定により、河南矢本土土地改良区及び石巻市蛇田土地改良区の合併を令和8年10月1日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

令和8年10月2日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 定款を変更して合併後存続する土地改良区
河南矢本土土地改良区
- 2 合併により解散する土地改良区
石巻市蛇田土地改良区

宮城県告示第 668 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和 8 年 10 月 2 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 解除予定保安林の所在場所

大崎市鳴子温泉字柳木 59-16（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び大崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮城県告示第669号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、次の土地区画整理組合の事業計画の変更について認可した。

令和8年10月2日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 組合の名称
仙台市岩切羽黒前利府町神谷沢土地区画整理組合
- 2 事務所の所在地
宮城郡利府町神谷沢字館ノ内61番地1
- 3 設立認可の年月日
令和3年12月1日
- 4 変更認可の年月日
令和8年9月25日

宮城県告示第 670 号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和 40 年政令第 14 号）第 49 条の規定により、次のとおり告示する。

なお、その関係図面は、宮城県庁（土木部河川課）及び宮城県北部土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和 8 年 10 月 2 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 河川の名称
一級河川鳴瀬川水系大江川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日
令和 8 年 3 月 31 日
- 3 廃川敷地等の位置
大崎市古川稲葉字角田 7 番 2 地先 水
大崎市古川稲葉三丁目 505 番 2 地先から 504 番 1 地先 水
大崎市古川西館三丁目 1 番地先 道
大崎市古川西館三丁目 1 番地先 水
大崎市古川城西一丁目 39 番 18 地先 道
大崎市古川城西一丁目 39 番 18 地先 水
大崎市古川城西一丁目 301 番 1 地先 道
大崎市古川城西一丁目 33 番 1 地先から同字城西 29 番 2 地先 道
大崎市古川城西一丁目 296 番 1 地先から同字竹ノ内 293 番 1 地先 道
- 4 廃川敷地等の種類及び数量
土地 1,259.43 平方メートル

宮城県公安委員会告示第96号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条の2第4項第1号イ及び第99条の3第4項第1号イの規定により、技能検定員資格審査及び教習指導員資格審査を次のとおり実施する。

令和8年10月2日

宮城県公安委員会委員長 及川 雄介

1 資格審査の種類、期日及び場所

資格審査の種類	資格審査の期日	資格審査の場所
新たに技能検定員の資格又は教習指導員の資格を取得しようとする者	令和8年 11月6日から 令和8年 12月25日まで	仙台市泉区市名坂 字高倉65番地 宮城県運転免許センター
現に技能検定員、教習指導員である者が他の運転免許に係る技能検定員の資格又は教習指導員の資格を追加して取得しようとする者		
新たに大型、中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許に係る技能検定員の資格又は教習指導員の資格を取得しようとする者で令和7年、令和8年度自動車安全運転センター中央研修所を修了したこと等により資格審査の一部科目が免除となる者		
自動車安全運転センター中央研修所を修了したこと等により資格審査の全科目が免除となる者		

2 資格審査申請手続

(1) 受付期間

令和8年10月2日(金)から令和8年10月15日(木)までの午前8時30分から午後5時15分まで
(土曜、日曜及び祝日を除く。)

(2) 受付場所

仙台市泉区市名坂字高倉65番地

宮城県運転免許センター内 宮城県警察本部交通部運転免許課

(3) 資格審査申請用紙の配布

ア 配布期間

令和8年10月2日(金)以降(土曜、日曜及び祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで

イ 配布場所

宮城県運転免許センター(宮城県警察本部交通部運転免許課)

3 その他

詳細については、宮城県警察本部交通部運転免許課に問い合わせをすること。

問い合わせ先の電話番号 022-373-3601